

外国法事務弁護士制度に係る検討会取りまとめ骨子（案）

第 1 はじめに

1 検討会の経緯

本検討会は、「規制改革実施計画」（H26.6.24閣議決定）を受け、法務省及び日本弁護士連合会が設置したもの。本検討会では、国家戦略特別区域諮問会議決定（H26.10.10）の指摘についても、検討対象とした。

2 検討会の概要

本検討会は職務経験要件とB法人制度（注）の創設について検討を行った。

本取りまとめは、本検討会での議論の結果を明らかにするとともに、今後の外国法事務弁護士制度の在り方につき、その方向性を示すものである。

（注）弁護士及び外国法事務弁護士が協働して法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度

第 2 職務経験要件

1 前提

職務経験要件は、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の水準を制度的に担保することにより、外国法事務弁護士の資格の信頼性を判断する知識や経験に乏しい依頼者を保護するとともに、ひいては我が国の法秩序を維持することを目的として設けられたものである。外国法事務弁護士の職務が外国法に関する法律事務に限られているとはいえ法律事務であることに照らせば、外国法事務弁護士の能力等の水準が制度的に担保されなければ、不可逆的な損失を依頼者に与え、ひいては我が国の法秩序を乱すことにもなりかねない。

さらに、弁護士の資格取得課程が各国で区々となっている状況下において、外国法事務弁護士の能力等の水準を確保するためには、透明性の高い一律の基準を設定する必要があることや、実際に諸外国でも職務経験要件が採用されている実情もある。外弁法制定当時から職務経験要件が維持されてきたのも、このような理由によると考えられる。

2 本検討会における議論の概要

以上のような現行法の考え方を前提としつつ、本検討会では、職務経験要件について、①外国法事務弁護士の能力・資質・倫理の担保の在り方、②①の手段として、職務経験要件を課す制度に合理性が認められるか、また、③職務経験要件の内容として現行の職務経験要件は合理的か、といった各点についてそれぞれ検討を行った。その議論の状況を整理すると、①②については、おおむね

ア. 外国法事務弁護士としての能力・資質・倫理を担保するため、外国弁護士としての資格を有していることに加えて何らかの制度的担保が必要であり、かつ、そのための方策としては職務経験要件のほかに合理的な方策は見当たらない

という考え方と、

イ. 外国弁護士としての資格を有していることのほかに、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理を制度的に担保する必要はないという考え方が示された。

3 制度的担保，職務経験要件に関する意見の概要（前記①，②について）

前記ア，イそれぞれの立場からの①②に関わる意見の概要を整理すると，おおむね以下のとおりとなる。

(1) 前記ア.（制度的担保を必要とし，職務経験要件制度を維持すべき。）の立場からは，

○ 外国法事務弁護士となろうとする者の原資格国の司法制度や法曹養成制度の在り方は様々であることからすれば，外国法事務弁護士となろうとする者の能力・資質・倫理を担保するため，外国弁護士相当職資格に加えて，統一かつ透明性の高い一定の基準による制度的担保が必要であるとして，前記1で述べたような職務経験要件制度の意義を重要視する意見のほか，

○ 外国法事務弁護士の提供するサービスの分野は必ずしも大都市におけるビジネスに関するものには限られず，家族法に関する分野，地方における中小企業に対するもの等，多岐にわたっていることからすれば，外国法事務弁護士の能力等を自ら判断することが困難であることも十分想定される依頼者を保護するためにも，統一かつ透明性の高い一定の基準による制度的担保が必要である

といった意見が述べられた。

そして，そのような制度的担保の手段としての職務経験要件の合理性については，

○ 原資格国で懲戒処分等を受けずに一定期間法曹資格に基づく業務を行っていたという事実は，その間能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとして意味がある

○ 職務経験要件に代わる統一かつ透明性の高い制度的担保は現時点で考えられない

○ 日本と同様に法律事務の取扱いについて弁護士の資格を要する諸外国（例えばアメリカ合衆国や中華人民共和国）でも原資格国における職務経験要件を課しており，国際的にも相当数の国で同要件が採用されている

ことなどを理由に，職務経験要件を合理的とする意見が述べられた。

(2) これに対し，前記イ.（外国弁護士としての資格のほかに制度的担保は不要）の立場からは，

○ 資格取得直後の外国弁護士が，原資格国ではプロフェッションとして原資格国法に関する法律事務を取り扱うことができるにもかかわらず，同じ原資格国法に関する法律事務を我が国では提供できないというのは不合理である

といった意見のほか，広い意味で制度的担保の要否を含めた職務経験要件の緩和の方向に立つ意見として，

- 日本が社会経済の複雑多様化や国際化に適切に対応し、アジアのビジネスセンターとなるためには、有能な外国弁護士を日本に受け入れ、健全な競争市場を構築する必要があるところ、現行の職務経験要件は、特に意欲に富んだ若い外国弁護士が早くから我が国でキャリアを積むことを妨げている
- 外弁法制定当時に比べて現在では依頼者側が自分で取得できる情報が格段に増えているという実態があることからすれば、国が規制を課す必要性には変化が生じてきており、依頼者には現行制度以上に弁護士や外国法事務弁護士を選ぶことの自己責任を課してもよいのではない

といった指摘がなされた。

また、前記イ. の立場からは、現行の職務経験要件について

- 外国法事務弁護士の職務が基本的には原資格国法に関する法律事務であることに鑑みると、職務経験要件を課すことが外国法事務弁護士の能力等を担保するための手段として合理的といえるか疑問がある
 - 3年程度の職務経験要件を課すことで何を担保し得るか疑問がある
- といった疑問が呈された。

4 職務経験要件の内容に関する意見の概要（前記③について）

現行法は、職務経験要件の具体的な内容に関し、外国法事務弁護士になろうとする者に対して3年の職務経験要件を課し、そのうち1年を上限として日本における労務提供を職務経験に算入できることとしている。これは、法曹資格に基づく職務と資格に基づかない労務提供とは質的に異なることを前提としつつも、職務の内容に一定の類似性が認められることに加えて、外国法事務弁護士としての資格取得後に日本で法律事務に従事するに当たり、日本の実情を理解する機会を得ることが、当該外国法事務弁護士の提供する法律サービスの向上にもつながるという観点をも踏まえ、例外的に労務提供期間を一定程度算入することを認めているものである。

本検討会では、前記③（職務経験要件の在り方として現行の職務経験要件は合理的か）をめぐって、職務経験年数を3年とすることに合理性が認められるか、日本における労務提供期間を1年に限ることに合理性が認められるかについて、おおむね以下のような意見が出された。

(1) 職務経験要件の期間について

職務経験要件の期間については、

- 諸外国との比較（例えばアメリカ合衆国の各州では日本より長期の職務経験要件を課しており、中華人民共和国でも首席代表者は3年以上、その他の弁護士は2年以上の職務経験要件を課している。）からも、日本の制度は既に相当程度規制緩和が進んだ制度であることなどから、現行の3年間を維持することに合理性があるという立場と
- 主に3(2)の諸点のほか、比較法的にも、我が国の外国法事務弁護士が行っている法律サービスについて、何らの職務経験要件を課していない（英国など）国もあること

などを理由として、この期間を短縮すべき、という立場から、それぞれ意見が出された。

(2) 労務提供期間の在り方について

同様に、労務提供期間の在り方については、

○ 職務経験要件が、原資格国で懲戒処分等を受けずに一定期間法曹資格に基づく業務を行っていたという事実をもってその間能力・資質のみならず倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったことを示すものとしていることからすれば、原資格国における法曹資格に基づく職務と日本における資格に基づかない労務提供の違いは本質的なものであること

○ 労務提供期間の算入は、このような本質的な違いを前提としつつも、両者の間に一定の同質性が認められることに鑑み、日本における一定の労務提供期間の算入を政策的に認めるとしても、それにはおのずと限度がある（職務経験期間を実質的に労務提供期間で置き換えてしまうような算入はできない。）こと

などから、現在の制度を維持すべき、という立場と、

○ 外国で弁護士資格を取得して間もない若い弁護士が原資格国で行う法律事務の実態と我が国における労務提供の実態との間に高度の類似性が認められるとして、意欲に富んだ若い外国弁護士が早く日本でキャリアを積むことの障害をできるだけ低くする観点から、労務提供期間の算入上限を撤廃又は緩和すべき

という立場から、それぞれ意見が出された。

5 小括【P】

第3 B法人制度について

1 概要

B法人制度については、平成21年、外国弁護士制度研究会において、A法人と併せて創設すべきであると提言されたが、その導入については、同提言の前後を通じて、

○ B法人の設立を認めると、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある

○ 外国法共同事業と比較して、個々の法律事務の処理に関する意思決定を誰が行っているかが外部から見えにくいため、外国法事務弁護士による権限外の法律事務の取扱いを外部から確認することがより困難となる

といった懸念が示されたことから、A法人制度の創設を先行させ、B法人制度については、前記懸念を踏まえ、改めてその創設を検討するとされていたところである。

2 懸念について

本検討会は、従前から指摘されていた前記各懸念について、各関係団体からのヒアリング等も踏まえて検討を行ったが、外国法事務弁護士による日本

法に関する法律事務への不当関与のおそれや、個々の法律事務の処理に関する意思決定過程の不透明さのいずれについても、外国法共同事業や外国法事務弁護士による日本法弁護士の雇用といった他の業態と比較して、B法人にのみその危険性が高まる問題であるとは認められず、現行の外弁法上A法人あるいは外国法共同事業に課せられている規制と同様の不当関与を防止するための規制を設けることで足りるのではないかの意見が大勢を占めた。

3 小括【P】

B法人制度については、平成21年に取りまとめられた外国弁護士制度研究会報告書において提言された同制度創設の必要性が今日でもなお通用することに加えて、前記のとおりB法人制度に対する懸念はA法人あるいは外国法共同事業と変わるところがないとされたほか、B法人が従たる事務所を設置し、日本全国で日本法及び外国法に関する法律サービスを提供することにより、中小企業の海外進出といった潜在的な需要の掘り起こしにもつながるとの指摘も本検討会でなされたところである。

他方、本検討会では、現在運営されている外国法共同事業からB法人への移行をスムーズにするための方策や、既存の弁護士法人やA法人との組織変更・合併といった組織再編の在り方等のほか、その制度設計に当たって更なる懸念が示されたところである。

以上を踏まえ、・・・旨の結論に至った。